



2016年 10月 5日発行

NPO法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン

「成年後見支援センターだより」

編集責任者 藤本 直也

〒253-0043 茅ヶ崎市元町5-22

永井ビル3階

電話・FAX 0467-85-6660



S-NET
湘南ふくし
ネットワーク
オンブズマン

<茅ヶ崎市民生委員児童委員 高齢福祉部会研修会>

出前ミニ講座「成年後見制度について」報告

平成28年7月22日(金)「成年後見制度について」をテーマに、茅ヶ崎地区コミュニティーセンターにおいて、出前ミニ講座を開催しました。本講座は、茅ヶ崎市民生委員児童委員高齢福祉部会の研修会の一環として実施されたもので、当日は、午前10時から12時までの2時間、約90名の熱心な聴講がありました。

講座は、成年後見制度全般についての概要を分かり易く解説する内容で、茅ヶ崎市の高齢化の現況から始まり、基本的な後見制度の仕組みや手続き、親族後見人と第三者後見人の割合の傾向や後見人の職務、任意後見や市民後見など制度の最新動向等の幅広い内容を、民生委員児童委員の実務に少しでも役立てていただくことを目指しながらの紹介でした。パワーポイントによる説明とともに、関連資料や内容の要約版も用意し、資料面での充実も図りました。

聴講された民生委員児童委員の皆様は終始熱心に耳を傾けられ、質疑応答では短時間ながら任意後見制度での監督人選任のタイミングについてなど質問が相次ぎ、関心の高さが示されました。感想カードによると、聴講者の評価は概ね良好でした。大変参考になったとの声と共に、難しかった、もっと事例を増やした説明が欲しいなどや成年後見制度の研修の重要性をあげる意見も多くありました。

成年後見支援センターとして、更に分かり易い説明を目指す必要性を感じた次第です。



感想カード抜粋

- 制度については何回か勉強させていただきましたが、今回は詳しく内容を知ることができました。
- とても有益であった。抽象的な部分をもう少し減らし、具体例からの説明を増やしてほしい。
- 私たちの立場で、どう利用するか視点での説明をいただけたらと思う。
- 制度の重要性は解かりましたが、任意、法定の間の仕切りなどの説明は解かりにくかった。
- これから増えそうな案件ですので、また研修会を開いてもらいたいです。
- 詳しく説明を頂きましたが、内容が難しく、範囲が広く理解するには困難でした。成年後見支援センターが利用できるのを知って良かった。
- 専門用語が多く解りにくい部分もあったが、全体的には良かった。
- 資料の要約版ありがとうございました。参考になります。熱意が感じられました。

2015年度成年後見支援センター相談内容

成年後見支援センター（以下「当センター」）の、2015年度の相談支援の事例をご紹介します。なお、相談者のプライバシー保護のため、相談者及び具体的な相談ケースを、特定できないよう配慮しました。

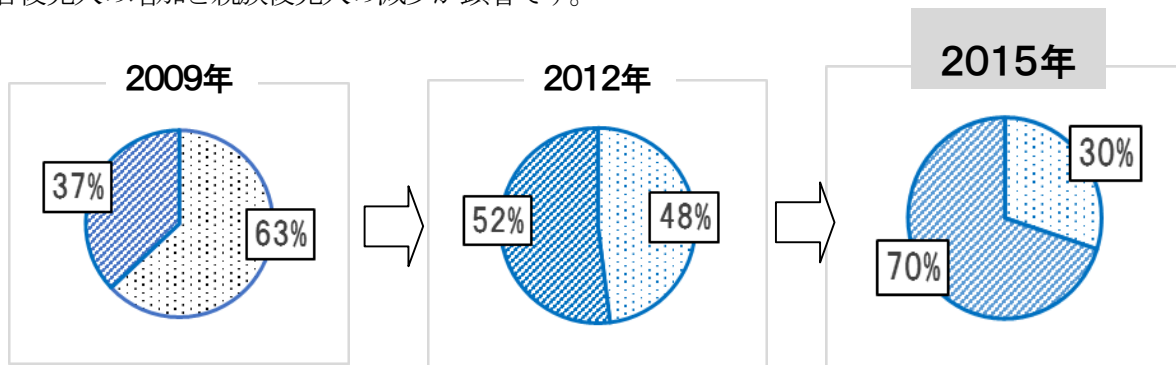
1. 一月当たりの相談回数が、5回以上（最高10回）のケースが2件ありました。
2. 後見人に選任された親族から、家庭裁判所への報告書の作成相談が数件ありました。
3. 申立人（相談者）の親族から、障害のある方の後見人候補者の依頼があり、専門職団体に推薦依頼をし、本人と家族の希望に添った候補者を推薦することができました。
4. 被後見人の家族から、専門職後見人の後見活動への要望や疑問などが寄せられました。
5. 後見人候補者（専門職）と当センターが協力して、申立支援を行いました。
6. 専門職団体に後見人候補者の推薦依頼をしたところ、後見人報酬の支払いが困難と思われるケースであり、候補者の推薦が難しいとの回答があったため、行政機関と成年後見制度利用支援事業の適用について調整を行い、あらためて後見人候補者の推薦依頼を行うことになりました。
7. 申立書に後見人候補者として専門職（福祉職）を記載して、提出したところ家庭裁判所から法律職の専門職に候補者を変更するよう連絡があり、あらためて候補者を出しました。
8. 市内の金融機関から、後見人を付けるように言われ
当センターを訪れる方が複数名いたので、茅ヶ崎駅に近い金融機関に、当センターのパンフレットを置いてもらうよう働きかけました。



9. 後見開始の申立人が、高齢者のため耳が聞こえ難くなり、家庭裁判所からの連絡内容を聞き取りができないため、当センターが聞いて申立人に伝えるという支援を行いました。
10. 申立の相談を行った相談者から、後見開始の審判が出て、親族が後見人に選任されたなど、申立後の経過を当センターに報告してくれる相談者が増え、その後の相談に役立っています。
11. 横浜家庭裁判所の管轄外の近県に住んでいる親族のため、後見開始の申立を行うという相談が数件あり、インターネット環境をお持ちで無い方のために、東京家庭裁判所や千葉家庭裁判所の後見開始の申立書類をダウンロード印刷して渡しました。

親族後見人の減少と第三者後見人の増加

下記のグラフは2015年における親族後見人と第三者後見人の割合を示したものです。近年は第三者後見人の増加と親族後見人の減少が顕著です。



■ 第三者後見人 ■ 親族後見人

【最高裁「成年後見関係事件の概況」を元に作成】

親族後見人とは、被後見人の親、配偶者、兄弟姉妹、甥、姪などです。

第三者後見人とは、法律関係の専門職、福祉関係などの専門職や社会福祉協議会、NPO法人、市民後見人をいいます。第三者後見人で一番多いのが司法書士で、次が弁護士、続いて社会福祉士、その他の順となっています。

第三者後見人の増加は、社会の高齢化や家族関係の希薄化などによるものと考えられます。今後とも後見人のなり手が不足することが予想され、専門職も人数に限りがあるため、法人後見や市民後見人の増加がなければ、後見制度の維持が難しくなることが懸念されています。

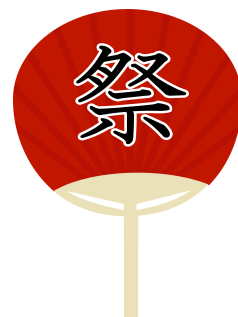
成年後見支援センタースタッフ紹介

三谷 智百合 高橋 佳宏 田中 典子 松橋 武美 田村 左千男 原田 康生
 峯尾 明美 薩摩 章子 高崎 義裕 細川 知嗣

相談は予約制です。お気軽にお電話ください!!

* フェスタ翔に参加します!! *

2016年10月29日(土) 10時~15時
TOTO茅ヶ崎工場 小雨決行



社会福祉法人「翔の会」主催のフェスタ翔に成年後見支援センターが参加します。
テント内でセンターの紹介や成年後見制度についての説明、初回相談などを行います。

フェスタ翔では翔の会の各施設・作業所を利用する方、ご家族、ボランティア、
地域住民の方などが作品展示や物品販売、ステージ発表なども行います。

是非ご参加を!

* 成年後見支援センター主催講演会 *

親の老後・親なき後・・・「成年後見人」ができること

障がいのある家族をお持ちの方にとって、親なき後のことは心配ではないでしょうか・・・
成年後見制度を利用された方々に体験談をお話していただき、センター職員から成年後見制度について説明し、講演会終了後に相談会も行います。

日時：11月26日(土) 13時30分~15時30分 講演会

15時40分~16時30分 相談会(1組40分間程度まで)

場所：茅ヶ崎市役所分庁舎5階 コミュニティホールAB会議室

講師：茅ヶ崎市内在住のSさん(女性)、Sさんの補助人 亀山一枝さん(社会福祉士)

伊藤久美子さん(寒川町手をつなぐ育成会会長)

定員：講演会 50名 相談会 4組(いずれも申込制・先着順)

申込：11月25日までに電話またはFAXで(住所・氏名・電話番号・相談会参加の有無)

参加費：無料

0467-85-6660

編集後記

- ・初めてのお祭り参加にワクワク!!(C)
- ・親族後見人さん困り事はセンターへ(Y)
- ・民生委員さんに神頼みする地域支援(N)
- ・少しでもリラックスできる人生を!(M)
- ・研修も多様な秋も楽しみながら(H)
- ・支え合う地域の絆がすぐ傍に(T)

NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン

成年後見支援センター

住所：茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル 3階

電話・FAX： 0467-85-6660

月・水・金の10:00~17:00 (祝祭日はお休み)

相談無料・個人情報必ず守ります・要予約